

規制の事後評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案
 規制の名称：原子力緊急事態宣言の判断基準となる放射線量等の変更
 規制の区分：新設、**改正（拡充）**、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。
 担当部局：原子力規制庁 長官官房 緊急事案対策室
 評価実施時期：令和2年6月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

本政令の変更は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、原子力災害が発生した場合に、近隣住民等に対する避難指示等の対応を迅速に行えるよう、原子力防災管理者による異常な事象の通報基準及び原子力緊急事態宣言の判断基準を改めるものである。当該規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

○原子力緊急事態宣言の判断基準となる放射線量等に関するベースライン

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じていないことから、規制の事前評価時から変更無く、原子力緊急事態宣言の判断基準として放射線量の値を1時間あたり500マイクロシーベルトから1時間あたり5マイクロシーベルトをベースラインとする。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じていなかったことから、当該規制の目的である原子力緊急事態宣言の判断基準となる放射線量等の改正について影響を及ぼすものではなく、当該規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

[事前評価時の測定指標]

通常時においては新たな費用は発生しないものの、改正前の緊急事態宣言の判断基準は超えないが、当該改正により定めた緊急事態宣言の判断基準を超える事象が発生した場合は、近隣住民等の避難等のための費用が新たに発生する。この場合、近隣住民等が規制を遵守するために負担する費用については、地域、避難経路、発生事象等考慮すべき事項が多様であるため、推計することは困難である。なお、事業者に対しては、当該改正規定による新たな義務は生じないため、追加の費用は発生しない。

[遵守費用]

当該規制による遵守費用は発生していない。

[費用推計との比較]

当該規制の事前評価時の想定とのかい離は生じていない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の事前評価時、当該改正により定めた緊急事態宣言の判断基準を超える事象が発生した場合は、近隣住民等の避難等が必要であり、この場合における、国が負担する費用については、遵守費用と同様に考慮すべき事項が多様であるため推計することは困難であるとした。その後、事前評価時に想定していなかった費用は発生しておらず、費用推計とのかい離は生じていない。

⑥ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

副次的な影響及び波及的な影響は特に発生していない。

3 考察

⑦ 把握した費用及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

規制の事前評価時に評価した遵守費用、行政費用について、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じていなかったことから、かい離は生じていない。

当該規制の効果として、原子力施設において異常が発生した場合に、避難等の予防的防護措置を迅速に行うなど、近隣住民等の放射線被ばくによるリスクを抑えることができることとなった。しかしながらその便益を定量的に把握することは困難である。

当該規制による間接的な影響は、発生していない。

以上から当該規制については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、原子力災害が発生した場合に、近隣住民等に対する避難指示等の対応を迅速に行えるよう改め、近隣住民等の放射線被ばくによるリスクを最小限とする観点から引き続き必要性が認められ、継続することが妥当である。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書（簡素化）を添付すること。

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案
規制の名称	原子力緊急事態宣言の判断基準となる放射線量等の変更
規制の区分	改正(拡充、緩和)
担当部局	原子力規制庁 長官官房 緊急事案対策室
評価実施時期	令和2年6月
事前評価時の想定と比較	本政令の変更は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、原子力災害が発生した場合に、近隣住民等に対する避難指示等の対応を迅速に行えるよう、原子力防災管理者による異常な事象の通報基準及び原子力緊急事態宣言の判断基準を改めるものである。当該規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	<p>[事前評価時の測定指標]</p> <p>通常時においては新たな費用は発生しないものの、改正前の緊急事態宣言の判断基準は超えないが、当該改定により定めた緊急事態宣言の判断基準を超える事象が発生した場合は、近隣住民等の避難等のための費用が新たに発生する。この場合、近隣住民等が規制を遵守するために負担する費用については、地域、避難経路、発生事象等考慮すべき事項が多様であるため、推計することは困難である。なお、事業者に対しては、当該改正規定による新たな義務は生じないため、追加の費用は発生しない。</p> <p>[遵守費用]</p> <p>当該規制による遵守費用は発生していない。</p> <p>[費用推計との比較]</p> <p>当該規制の事前評価時の想定とのかい離は生じていない。</p>
(行政費用)	規制の事前評価時、当該改正により定めた緊急事態宣言の判断基準を超える事象が発生した場合は、近隣住民等の避難等が必要であり、この場合おける、国が負担する費用については、遵守費用と同様に考慮すべき事項が多様であるため推計することは困難であるとした。その後、事前評価時に想定していなかった費用は発生しておらず、費用推計とのかい離は生じていない。
(効果)	原子炉施設において異常が発生した場合に、避難等の予防的防護措置を迅速に行うなど、近隣住民等の放射線被ばくによるリスクを抑えることができる。
(便益(金銭価値化))	便益の定量的な把握は困難である。
(副次的な影響及び波及的な影響)	副次的な影響及び波及的な影響は特に発生していない。
考察	<p>規制の事前評価時に評価した遵守費用、行政費用について、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じていなかったことから、かい離は生じていない。</p> <p>当該規制の効果として、原子力施設において異常が発生した場合に、避難等の予防的防護措置を迅速に行うなど、近隣住民等の放射線被ばくによるリスクを抑えることができることとなった。しかしながらその便益を定量的に把握することは困難である。</p> <p>当該規制による間接的な影響は、発生していない。</p> <p>以上から当該規制については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、原子力災害が発生した場合に、近隣住民等に対する避難指示等の対応を迅速に行えるよう改め、近隣住民等の放射線被ばくによるリスクを最小限とする観点から引き続き必要性が認められ、継続することが妥当である。</p>
備考	

規制に係る事前評価書

法令の名称	原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案
政策の名称	原子力緊急事態宣言の判断基準となる放射線量等の変更
担当部局	原子力規制庁 原子力防災課長 金子 修一 電話番号:03-5114-2121
評価実施時期	平成25年7月
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、原子力災害が発生した場合に、近隣住民等に対する避難指示等の対応を迅速に行えるよう、原子力災害管理者による異常な事象の通報基準及び原子力緊急事態宣言の判断基準を改める。
内容	原子力緊急事態宣言の判断基準として、原子力災害対策特別措置法施行令第6条で定める放射線量の値を1時間あたり500マイクロシーベルトから1時間あたり5マイクロシーベルトに変更する。また、それに伴い原子力防災管理者が通報しなければならない基準の変更を行う。
関連条項	原子力災害対策特別措置法第10条、第15条、原子力災害対策特別措置法施行令第4条、第6条
必要性	平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、原子力緊急事態宣言の判断基準等を厳格化する必要がある。
費用	
遵守費用	通常時においては新たな費用は発生しないものの、現行の規定による緊急事態宣言の判断基準は超えないが、当該改定により定めた緊急事態宣言の判断基準を超える事象が発生した場合は、近隣住民等の避難等のための費用が新たに発生する。 この場合、近隣住民等が規制を遵守するために負担する費用については、地域、避難経路、発生事象等により異なるため、推計することは困難である。 なお、事業者に対しては、当該改正規定による新たな義務は生じないため、追加の費用は発生しない。
行政費用	通常時においては新たな費用は発生しないものの、現行の規定による緊急事態宣言の判断基準は超えないが、当該改定により定めた緊急事態宣言の判断基準を超える事象が発生した場合は、近隣住民等の避難等が必要である。 この場合、国が負担する費用については、遵守費用と同様に考慮すべき事項が多様であるため推計することは困難である。
その他の費用	新たな負担は発生しない。
便益	原子炉施設において異常が発生した場合に、避難等の予防的防護措置を迅速に行うなど、近隣住民等の放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えることができる。

想定される代替案		
代替案	東京電力株式会社福島第一原子力事故の経験を踏まえた変更であり、代替案は想定されない。	
	費用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
便 益		

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	
<p>費用:通常時においては新たな費用は発生しないが、現行の規定による緊急事態宣言の判断基準は超えないものの、当該改定により定めた緊急事態宣言の判断基準を超える事象が発生した場合は、近隣住民の避難等のための費用が新たに発生する。</p> <p>便益:原子炉施設において異常が発生した場合に、避難等の予防的防護措置を迅速に行うなど、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えることができる。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の経験を踏まえると、近隣住民の健康被害の発生を最小限に抑えるため、原子力緊急事態宣言の判断基準を見直す必要がある。</p> <p>このことを踏まえると、当該改正により新たな費用負担が生じる可能性があるものの、原子力事業所において異常が発生した場合には、迅速な応急措置等の対応がなされ、人の健康に係る被害の発生を防止することができることから、発生する費用負担と得られる便益を比較すると、当該規制は有効であるといえる。</p>	

有識者の見解その他の関連事項	
原子力災害事前対策等に関する検討チームにおいて検討された原子力災害対策指針において、「全面緊急事態」の判断基準として記載されている。	

レビューを行う時期又は条件	
新たに得られた知見や、把握できた実態等を踏まえ、実効性を向上すべく不断の見直しを行うこととする。	

備 考	

原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（通報すべき事象）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 法第十条第一項の規定による放射線量の検出は、法第十一条第一項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（二分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し一時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 法第十条第一項の政令で定める事象は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p>	<p>（通報すべき事象）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 法第十条第一項の規定による放射線量の検出は、法第十一条第一項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（二分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し一時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>一 当該数値が一地点のみにおいて検出された場合（<u>検出された時間が十分間未満であるときに限る。</u>）</p> <p>二 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>3 （略）</p> <p>4 法第十条第一項の政令で定める事象は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p>

一〇四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。第六条第四項第四号において同じ。）の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあつては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの

六 (略)

(原子力緊急事態)
第六条 (略)

2 (略)

3 法第十五条第一項第一号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。

一 第四条第四項第一号に規定する検出された放射線量又は第一項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量が二地点以上において検出された場合又は十分間以上検

一〇四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。第六条第四項第四号において同じ。）の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあつては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの

六 (略)

(原子力緊急事態)
第六条 (略)

2 (略)

3 法第十五条第一項第一号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。

一 第四条第四項第一号に規定する検出された放射線量（法第十一条第一項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上についての数値が一時間当たり五マイクロシーベルト以上である場合にあつ

出された場合に限る。) 一時間当たり五マイクロシーベルト

二・三 (略)

4 法第十五条第一項第二号の原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として原子力規制委員会規則(事業所外運搬に係る事象)にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令)で定めるものの

ては、当該各放射線測定設備における放射線量と第四条第三項に規定する中性子線の放射線量とを合計して得られる放射線量)又は第一項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量一時間当たり五百マイクロシーベルト

二・三 (略)

4 法第十五条第一項第二号の原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を非常用の中性子吸収材の注入によっても停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として原子力規制委員会規則(事業所外運搬に係る事象)にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令)で定めるもの